

お知らせ掲示板

くらし

条例で路上喫煙の制限やポイ捨ての禁止が規定されています！

特に「上通、下通、新市街のアーケード内」は、路上禁煙区域・美化重点推進区域になっており、これらの場所での路上喫煙・ポイ捨ては罰則の対象になります。

(廃棄物計画課 ☎328-2359)

わんにゃん相談コーナー (犬のしつけ) (予約制)

無料



☎ 11月22日(水) 午後2時～4時
場市動物愛護センター **内**犬のしつけの悩みに対する個別相談 **師**JAHA認定家庭犬しつけインストラクター **対**犬の飼い主 ※ペット同伴可。
申11月9日(木)まで(必着)にはがきに住所、氏名、年齢、電話番号、相談内容を書いて〒861-8045東区小山2丁目11-1市動物愛護センターへ
 ※応募多数の場合は抽選。
 (市動物愛護センター ☎380-2153)

犬はルールとマナーを守って飼いましょう

■鳴き声が他人の迷惑にならないように注意しましょう

頻繁にほえ、大きな鳴き声を出すことは、周囲の迷惑になります。訓練士に相談するなど対処しましょう。高齢による認知障害の夜鳴きの場合は、獣医師に相談しましょう。

■ふん尿は必ず始末しましょう

家で排泄を済ませてから散歩や外出をしましょう。ふんは必ず持ち帰り、尿は水で洗い流してください。犬小屋など、普段犬がいる場所や周辺の排泄物はすぐに片付け、清潔にしましょう。

■屋外に犬を連れて行くときは、必ずリードをつけましょう

屋外で犬を放すことは条例で禁止されています。必ずリードをつけ、行動を制御しましょう。犬を放すと、かみつくなど周囲の迷惑になり、迷い犬になって、交通事故にあう危険性も高まります。

なお、飼い犬が人や動物をかんだ場合は、すぐに市動物愛護センターへ届け出をしてください。

(市動物愛護センター ☎380-2153)

犬と猫の休日譲渡(完全予約制)

☎ 11月18日(土)犬の譲渡:午前9時半～正午、猫の譲渡:午前10時～正午
場市動物愛護センター **内**市動物愛護センターに収容している犬猫の譲渡、犬の譲渡が決定した方のみ譲渡前講習(受講済みの方は不要) **対**平日来所が困難な方 **定**各4組(先着順) **費**犬の譲渡には、登録手数料と狂犬病予防注射料金(計6,200円)が必要
申11月6日(月)から電話で市動物愛護センターへ

※譲渡希望の犬猫や譲渡条件等について、申し込み時に確認します。譲渡条件について詳しくは、市ホームページへ。
 (市動物愛護センター ☎380-2153)



犬・猫のボランティアを募集します

○ミルクボランティア

収容している子犬・子猫を離乳するまで自宅で一時的に預かり、ミルクや排泄のお世話をするボランティアです。

○猫の一時預かりボランティア

収容している猫で人に慣れていない猫を自宅で一時的に預かり、慣らし譲渡されやすくするボランティアです。

※ボランティア登録していただくには条件があります。まずは市動物愛護センターへご連絡ください。
 (市動物愛護センター ☎380-2153)

高齢運転者の踏み間違い防止装置とドライブレコーダー購入・設置費用の補助があります！

現在、熊本県内で踏み間違い防止装置(最大2万円)とドライブレコーダー(最大1万円)の購入・設置費用の補助を行っています。ご希望の方は、協力店舗(カー用品販売店や自動車販売店)へご相談ください。

内協力店舗で令和5年7月1日から令和6年2月29日までに購入・設置が完了した装置への補助 **対**県内に住む高齢運転者(65歳以上)

詳しくは、県ホームページへ。

問県庁くらしの安全推進課(☎333-2293 平日午前9時～午後4時)

(生活安全課 ☎328-2397)



令和6年熊本市はたちの記念式典について

☎ 令和6年1月8日(祝) 午前11時～午後0時半 **場**熊本城ホール **対**平成15年(2003年)4月2日～平成16年(2004年)4月1日生まれの方

※式典内容等については、決定次第、市ホームページでお知らせします。



ホームページでお知らせします。

(生涯学習課 ☎328-2736)

マイナンバーカードサテライトの臨時休業について

☎ 11月2日(木) 午後5時15分～11月5日(日) **場**中央区サテライト(サクラマチクマモト)・東区サテライト(ゆめタウンサンピアン) **内**マイナンバー関連システムの全国的な更改作業により、上記期間中はマイナンバーカードに関する全ての手続き(申請、受け取り、電子証明書発行・失効・更新、暗証番号の変更・再設定、券面事項更新、有効期間の変更・延長、一時停止の解除等)ができません。ご迷惑をおかけしますが、上記期間以外にご来庁くださいますようお願いいたします

※11月2日(木)の各区役所・各総合出張所マイナンバー窓口は通常どおりの開庁時間(午前8時半～午後5時15分)です。

(熊本市マイナンバーカードコールセンター ☎277-1869)

11月25日～12月1日は犯罪被害者週間～パネル展を開催します～

誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指し、今年9月に「熊本市犯罪被害者等支援条例」を制定しました。この週を機に、犯罪被害者等の実情や、自分にできる支援について考えてみませんか。

【パネル展示】

期11月27日(月)～12月1日(金) **場**市庁舎1階

詳しくは、市ホームページへ。

(生活安全課 ☎328-2397)



第33回熊本県暴力追放県民大会

☎ 11月17日(金) 午後1時半～ **内**「暴力団のいない明るく住みよい熊本県」の実現に向け大会宣言、講演などを行います

詳しくは、熊本県暴力追放運動推進センターホームページへ。

(生活安全課 ☎328-2397)



11月は製品安全総点検月間です！

電子レンジや石油ストーブなど、電気やガス、石油等を使用した製品を、清掃や点検をせずに使用していると、火災などの事故につながるおそれがあります。

毎日使っているのに、一度も清掃していない、長く使っているのに何年も点検していない製品があれば、自身で総点検してみましょう。

■製品のチェック事項例

- ・使用中の製品に、異臭、異音、異常な振動などが発生していないか。
- ・電気製品のコードを束ねたまま使用していないか。
- ・モバイルバッテリーなどで落下の衝撃で変形してしまった製品を使用していないか。
- ・ストーブ、ファンヒーターの周囲に可燃物を放置していないか。
- ・電源の周辺にほこりがたまっていないか。
- ・延長コードにねじれ、断線、劣化がないか。

※異常を発見したら、すぐに使うのをやめ、取扱説明書を確認し、メーカーや販売店、施工店などの専門業者に相談しましょう。

※経済産業省の製品事故情報やリコール情報を確認しておきましょう。



移住者向け中古住宅購入補助金

県外から本市へ移住される方に対し、中古住宅を購入する費用の一部を補助します。

【補助金額】中古住宅の購入代金(土地の購入代金を除く)の2分の1で上限は以下のとおり。

- ・居住誘導区域内の場合:50万円
- ・上記以外の場合:30万円

【補助の対象者】1年以上継続して県外に在住している方、本市に転入後3年以内の方で、転入の直前に1年以上継続して県外に居住していた方等

【補助の対象となる中古住宅】

- ・一戸建て住宅、または区分所有の長屋建て住宅・共同住宅の住戸のいずれか。
- ・建設工事完了の日から起算して2年以上経過しているもの。
- ・申請日より過去に人が住んだことのあるもの。
- ・補助金交付決定前に売買契約を締結していないこと等

【約】20件(先着順) **申**電子申請または郵送で住宅政策課へ

※押印不要の電子申請が可能となりました。(要マイナンバーカード)

(住宅政策課マンション管理支援班 ☎328-2989)



一般競争入札で市有地を売却します

No	物件の所在(地番)	登記地目	地積	用途地域	申込受付
1	中央区 帯山3丁目 2027番1・2027番5 (土地)	宅地	3,665.24m ²	近隣商業地域 第一種住居地域	11月1日～12月18日に資産マネジメント課へ
2	南区 城南町 塚原 1727番7 (土地・建物)	宅地	2,203.79m ² (建物 263.07m ²)	市街化調整区域	

※No2の土地・建物には、土地または建物内にある工作物、立木、付帯設備等一切の物を含む。

入札日時 令和6年2月1日(木) 午後3時から物件ごとに順次(予定)

入札場所 市庁舎9階会議室(予定)

※入札の参加資格および手順、最低売却価格など物件について詳しくは、市ホームページへ(11月1日公開予定)。

※入札者のいない物件、または落札されなかった物件は後日先着順で売却します。

(資産マネジメント課 ☎328-2845)

くらしの中の人権 119

部落差別(同和問題)について正しく理解しましょう

部落差別(同和問題)とは、日本社会の歴史的発展の過程において形づくられた身分階層構造に基づく差別により、国民の一部の人々が経済的、社会的、文化的に低位な状態におかれることを強制され、日常生活の上でさまざまな差別を受けるという重大な社会問題です。

わたしたちは出生地を選んで生まれることはできません。つまり、本人には何の責任もないことで不平等・不利益を強いられ、自由と平等が侵害されるという、まさに不合理な人権問題です。

残念ながら今もなお、差別発言や、差別的な内容の文書の送付、インターネット上での書き込みや動画の配信、入居時または宅地建物の取引において土地差別につながる問い合わせや結婚の際に出身地の調査をするといった事案が発生しています。こうした行為は他人の人格や尊厳を傷つけるものであり、決して許されないものです。

部落差別(同和問題)を正しく理解し、一人一人の人権が尊重される社会づくりを目指しましょう。

(人権政策課 ☎328-2333)